

外来種関連の国際条約・国内法の一覧

■外来生物対策に係る国際的な枠組み制度

名称	国内 対応	設立・ 採択年	目的	主な内容	外来生物対策上の接点
CBD(生物 多様性条 約)	環境	1992 (平成 4)	生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な分配	締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置を要求、各国の自然資源に対する主権の確認、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な分配に係る規定等	①生態系等を脅かす外来種の導入防止、制御、撲滅に係る条文(第8条h)を規定。 ②第10回締約国会議COP10では、2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し優先順位付けをし、制御・根絶・管理を行う旨の目標を決議。 ③侵略的外来種に関する国際的な規制枠組のギャップを解消させるため、他国際機関と協議を実施している。
CITES(ワ シントン条 約)	環境	1973 (昭和 48)	絶滅のおそれのある野生動植物の保護	絶滅のおそれがあり、輸出入の影響を受けている野生動植物種を3段階(附属書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)に分類し、加盟国間で輸出入を規制。	①特に附属書Ⅰ掲載種については、結果的に日本にとって外来生物である種についても輸入を規制。 ②侵略的外来種に関する国際的な規制枠組のギャップを解消させるため、CBD事務局と協議を実施している。
バラスト水 管理条約	国交	2004 (平成 16)	海洋環境保護、生物多様性の保持等を図ること	船舶の建造時期及び大きさに応じて排出基準を満たすバラスト水管理等を義務化、バラスト水処理装置等に係る定期的検査、寄港国における外国船舶の検査等を規定。	①プランクトンや細菌類等を主とする外来生物を含む可能性があるバラスト水について、適切に処理することを義務付け。
OIE(国際 獣疫事務 局)	農水	1924 (大正 13)	世界の動物衛生の向上	WTO/SPS協定に基づく国際基準設定機関として、動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の作成等。	①カエルツボカビ及びラナウイルスが両生類に影響を及ぼす可能性を考慮し、両感染症を届出疾病リストに追加。 ②侵略的外来種に関する国際的な規制枠組のギャップを解消させるため、CBD事務局と協議を実施している。
IPPC(国際 植物防疫条 約)	農水	1951 (昭和 26)	植物及び植物生産物に対する有害動植物のまん延及び侵入の防止、有害動植物の防除	公的植物防疫機関の設置、植物検疫証明書の発給、植物の輸入制限、処理、廃棄、特定の植物の輸入の禁止・検疫措置に係る規定等	①侵略的外来種に関する国際的な規制枠組のギャップを解消させるため、CBD事務局と協議を実施している。

■外来生物対策に係る国内法令1

名称	所管 官庁	制定年 (西暦)	目的	主な内容	外来生物対策上の接点	
					規制対象候補	内容
生物多様性 基本法	環境	2008 (平成 20)	生物の多様性の保全及び持続可能な利用	生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則に係る規定等	外来生物等による被害の防止を国の責務として規定	
外来生物法	環境・ 農水	2004 (平成 16)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止	特定外来生物の飼養等の規制、国等による防除措置に係る規定等	概ね明治時代以降に日本に導入された又は導入され得る微生物等を除く全生物	特定外来生物の飼養等の規制、国等による防除措置に係る規定等
自然公園法	環境	1957 (昭和 32)	優れた自然の風景地の保護及び利用の増進	国立公園及び国定公園の指定、計画、保護規制等	自然公園内に導入された又は導入され得る動植物	動植物の放出等に係る規制、外来生物の防除を含む「生態系維持回復事業」制度等
自然環境保全法	環境	1972 (昭和 47)	自然環境の保全、生物の多様性の確保	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定、保護規制等	自然環境保全地域内に導入された又は導入され得る全生物	
鳥獣保護法	環境	2002 (平成 14)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化	鳥獣の捕獲、飼養・販売等の規制、鳥獣保護区及び休猟区の指定、狩猟免許に係る規定等	哺乳類・鳥類	基本方針における外来鳥獣に係る記述、猟法等の制限
動物愛護管理法	環境	1973 (昭和 48)	動物の愛護（動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い）、動物の適正な管理	動物取扱業の規制、周辺生活環境の保全、動物による人に対する侵害の防止に係る規定等	飼養している哺乳類・鳥類・爬虫類	特定動物（例：ワニガメ）の飼養等の規制、愛護動物の遺棄の禁止、動物の殺処分に係る規定等
種の保存法	環境	1992 (平成 4)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存	希少野生動植物種の指定や捕獲等及び譲渡し等の規制、生息地等保護区、保護増殖事業計画に係る規定等	国際的に絶滅のおそれのある種（国際希少野生動植物種：ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種を含む）	日本にとっての外来種が含まれる国際希少野生動植物種の国内流通を規制
外為法	経産	1950 (昭和 25年)	国際収支の均衡及び通貨の安定を図る	対外取引に対する必要最小限の管理又は調整（ワシントン条約附属書掲載種の輸入に規制）	ワシントン条約附属書掲載種	日本にとっての外来種が含まれるワシントン条約の附属書掲載種の輸入を規制
生物多様性 保全活動促進法	環境・ 農水・ 国交	2010 (平成 22)	多様な主体が連携して行う生物多様性の保全活動の促進	地域連携保全活動計画の作成、自然公園法等の特例、重要な土地の取得促進等	全生物	「生態系に被害を及ぼす動植物の防除」を含めた地域連携保全活動に係る促進や支援の規定

※上記のほか、間接的に外来生物対策に関わる法令は複数存在する。例えば、環境教育推進法（平成17号）では環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に係る規定があり、外来生物問題に係る教育についても、同法の規定が貢献していると考えられる。

■外来生物対策に係る国内法令2

名称	所管官庁	制定年 (西暦)	目的	主な内容	外来生物対策上の接点	
					規制対象候補	内容
自然再生推進法	環境・農水・国交	2002 (平成14)	自然再生に関する施策を総合的に推進	自然再生協議会、自然再生事業実施計画、自然再生推進会議に係る規定等	全生物	外来生物対策を含めた自然再生に係る促進や支援の規定
植物防疫法	農水	1950 (昭和25)	輸出入植物及び国内植物の検疫並びに有害動植物の駆除及びそのまん延の防止	国際植物検疫、国内植物検疫、緊急防除、指定有害動植物の防除に係る規定等	植物に有害な動植物	有害動植物の検疫(例:ミバエ類)及び侵入した場合の防除。
家畜伝染病予防法	農水	1951 (昭和26)	家畜の伝染性疾患の発生予防、まん延防止	家畜伝染病のまん延の防止及び輸出入検疫に係る規定等	家畜	ウシ、ブタ、ニワトリ等の動物の輸入を規制(臨船・臨機検査等を含む)
林業種苗法	農水	1970 (昭和45)	種苗の優良採取源の指定、生産事業者の登録、種苗配布の適正化等	種苗採取・配布の指定・保護・制限、生産事業者の登録に係る規定等	林木	外国産の劣悪種苗(林業用)の輸入に係る国内林業への悪影響防止措置
水産資源保護法	農水	1951 (昭和26)	水産資源の保護培養	水産動植物の採捕制限及び積極的な維持培養、漁船の定数などの規制措置に係る規定等	水産動物	輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある特定の水産動物(例:コイ)の輸入に対して規制
感染症法	厚労	1998 (平成10)	感染症の発生予防及びまん延の防止	健康診断、感染症患者に対する医療、病原体の輸入に関する措置に係る規定等	動物(現在はイタチアナグマ、コウモリ、サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ及びヤワゲネズミのみ)	感染症を人に感染させるおそれが高い指定動物(例:ハクビシン)に係る輸入を規制
狂犬病予防法	厚労	1950 (昭和25)	狂犬病の発生予防及びまん延防止	犬の登録、予防注射、抑留、輸出入検疫、狂犬病発生時の措置義務に係る規定等	動物(現在は犬、猫、アライグマ、キツネ及びスカンクのみ)	狂犬病を媒介するおそれがある動物(例:犬、猫、アライグマ)に係る輸出入に対する検疫を規定

※上記のほか、間接的に外来生物対策に関わる法令は複数存在する。例えば、河川法(昭和39年法第167号)に基づく、河川管理行為としての除草などが一部の特定外来生物の防除に資すると考えられる。